

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

平成 26 年 4 月 1 日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		予 算 額
歳 入	平成 28 年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	48,000
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	542,944

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地 方消費税交付 金(社会保障財 源化分)	そ の 他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	51,542	36,135	0	0	4,557	10,850
民生費	社会福祉費	老人福祉費	127,678	909	0	3,217	11,288	112,264
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	163,410	108,726	0	114	14,446	40,124
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	32,025	17,720	0	0	2,831	11,474
民生費	児童福祉費	児童措置費	87,752	73,419	0	0	7,758	6,575
民生費	児童福祉費	母子福祉費	764	382	0	0	67	315
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	31,144	9,714	0	162	2,753	18,515
衛生費	保健衛生費	予防費	48,629	1,068	0	5,927	4,300	37,334
合 計			542,944	248,073	0	9,420	48,000	237,451

※一般職人件費・一般事務費は除く。